

第6期品川区障害福祉計画・第2期品川区障害児福祉計画の策定期間の延期について

1. 策定スケジュールについて

当初、計画策定期間を10か月と見込んでいたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、計画策定期間が2か月短縮されることとなった。素案内容の精査にあたり十分な時間が取れなかったため、再度スケジュールを変更し、令和2年9月4日付厚生労働省社会・援護局通知を踏まえ、計画決定を令和3年度前半とする。

(変更前：令和2年4月20日厚生委員会報告時点)

第1回策定委員会	令和2年5月末
第2回策定委員会（骨子案） 障害者団体ヒアリング	令和2年8月上旬 令和2年9月下旬～
第3回策定委員会（素案） パブリックコメント	令和2年10月末 令和2年11月下旬～
第4回策定委員会（計画案） 計画決定	令和3年2月末 令和3年3月

(変更後：令和2年7月28日時点)

⇒ (今回の変更)

第1回策定委員会	令和2年7月28日	
第2回策定委員会（骨子案） 障害者団体ヒアリング	令和2年8月28日 令和2年10月末～	
第3回策定委員会（素案） パブリックコメント	令和2年10月20日 令和2年11月下旬～	⇒ 令和2年12月22日（予定） ⇒ 令和3年1月下旬～（予定） ⇒ 令和3年1月下旬～（予定）
第4回策定委員会（計画案） 計画決定	令和3年2月末 令和3年3月	⇒ 令和3年4月下旬（予定） ⇒ 令和3年度前半（予定）

2. 参考

令和2年9月4日付厚生労働省社会・援護局通知（障企発0904第1号）「第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画の取扱いについて」から抜粋

「原則として令和2年度内に作成すること。ただし、新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度内に第6期障害福祉計画等の作成ができない場合、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間で、各自治体が定める日までに作成することとして差し支えないこと。」